白動車税(環境性能割・種別割)の減免申請に必要な書類

身体障害者手帳等を持っていても、自動車税(環境性能割・種別割)の減免要件に該当しない場合があります。 申請を行う場合、あらかじめ自動車税事務所等で減免の要件等について確認のうえ、次の必要書類を御用意ください。

なお、<u>申請書類に不備がある(住所が不一致、証明書の発行から3ヶ月経過等。)</u>場合、受付できませんので御注意ください。

※身体障害者等1人につき1台しか減免できません。

※既に減免を受けている自動車を乗り換える場合は、新たに取得する自動車の減免申請を行う必要があります。 また、自動車を新規登録自動車に代替する場合は、登録当日での申請受付になり手続に注意が必要です。

【必要書類】

- A. 身体障害者 (知的障害者・精神障害者を除く) "本人名義の自動車"を"本人が運転する" 場合
 - 1. 自動車税種別割減免申請書(その2) 「第173号様式]
 - ・自動車税環境性能割の減免には「自動車税環境性能割減免申請書(その2)[第163号様式の2]」を使用してください。
 - 2. 身体障害者手帳又は、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 (自立支援医療受給者証の交付を含む)、 戦傷病者手帳、いずれかの 原本 と コピー (A4サイズの紙にコピーしてください。)
 - ・必ず「手帳」と「手帳のコピー」の両方を持参してください。
 - ・手帳をコピーするときは、次の部分が写るようにコピーしてください。
 - ① 手帳番号が記載されている部分 ② 障害名と等級 ③ 住所
 - ④ 過去に自動車税、自動車取得税または軽自動車税の減免を受けたことがある方は、「減免申請書受理印」が押されている部分
 - 3. 運転する方の運転免許証のコピー(A4サイズの紙にコピーしてください。)
 - ・免許証の表と裏の両方をコピーしてください。(用紙の中央部分に免許証が写るようコピーしてください)
 - 4. 自動車検査証及び自動車検査証記録事項のコピー(A4サイズの紙にコピーしてください。) 【注意】 既に自動車税や軽自動車税の減免を受けている自動車がある方は、その自動車が "抹消"または"移転登録されている"ことを証明する書類を添付して下さい。

[「登録識別情報等通知書」、「自動車検査証返納証明書(※軽自動車)」または移転登 録後の「自動車検査証」もしくは「現在事項登録証明書」等

B. 精神障害者、知的障害者 及び身体障害者等の "家族(生計同一者)名義の自動車"又は "家族(生計同一者)が運転する自動車"の場合

上記Aの1~4の書類等に加え、次の5の証明書が必要となります。

5. 生計同一証明書(世帯全員が減免等級に該当する身体障害者等は「常時介護証明書」)

※「常時介護証明書」により減免申請する場合は、「住民票謄本」及び「世帯全員の障害者 手帳等のコピー」の添付が必要となります。

※お持ちの手帳によって証明書を受け取る場所が異なりますので御注意ください。証明書を受け取りに行くときは、事前に手続等の確認を行ってください。

・身体障害者手帳 および 療育手帳 ……… 市の福祉事務所又は町村役場の障がい福祉担当課

・精神障害者保健福祉手帳 ……………… 県保健所 (那覇市のみ障がい福祉課)

※裏面につづく

~ 手続きのお問い合わせ先 ~

申請窓口 ※納税義務者の住所(県外法人は使用本拠地)により申請窓口が異なりますので、沖縄県のHPで確認するか、上記コールセンターにお問い合わせください。 ※新規登録時の自動車税(種別割)および自動車税(環境性能割)は、従前どおり自動車税事務所が減免申請窓口です。					
沖縄県那覇県税事務所 〒900-0029 那覇市旭町116-37 (南部合同庁舎) 3階 TEL 098-867-1066 FAX 098-867-1146	沖縄県自動車税事務所 〒901-2134 浦添市港川500-10 TEL 098-879-1621 FAX 098-879-1630	沖縄県コザ県税事務所 〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 (中部合同庁舎) 1階 TEL 098-894-6500 FAX 098-937-6501	沖縄県名護県税事務所 〒905-0015 名護市大南1-13-11 (北部合同庁舎) 「階 TEL 0980-52-5138 FAX 0980-54-0087	宮古事務所県税課 〒906-0012 宮古島市平良字西里1125 (沖縄県宮古合同庁舎) TEL 0980-72-2553 FAX 0980-73-4115	八重山事務所県税課 〒907-0002 石垣市字真栄里438-1 (沖縄県八重山合同庁舎) TEL 0980-82-3045 FAX 0980-82-2044

- ※ 自動車を取得するときの登録区分によって申請期限が異なります。
 - ○種別割
 - ア. 移転登録(名義変更)で取得する・・・・・ 翌年度の自動車税納期限まで
 - イ. 新規登録で取得する・・・・・・ 申告書を提出した日(登録の日)から30日以内
 - ウ. 従来所有している車 ・・・・・ 自動車税納期限まで
 - ○環境性能割・・・・・・・申告書を提出した日(登録の日)から30日以内

※新規取得の場合で、申告書を提出した日(登録の日)に減免申請書の提出がない場合は、自動車税 (種別割・環境性能割)を納付いただき、減免承認後に還付となります。